
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第10号
(2018年10月15日配信)

目次】~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~

■■■お知らせ■■■

1 静岡県農林水産業災害対策資金のご案内について

■■■ビジネス情報■■■

1 「農の雇用事業」第4回募集

☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~

■■■お知らせ■■■

1 静岡県農林水産業災害対策資金のご案内について

● 概要

平成30年9月に発生した台風24号による県内農林水産業の被害について、農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱の規定に基づき、標記資金の借入をすることを可能とすることに致しましたので、お知らせします。

● 対象者

- ・被災後1月間の農業総収入額が被災前5年間の各年の被災後1月間に相当する期間の合計（最大、最小の年を除く）平均額より 10%以上減少した者
- ・被害額が20万円以上の者

● 内容

資金使途	・農業経営安定のための運転資金 ・生活維持に必要な資金
融資利率	・ <u>1.50%</u> （平成30年10月9日現在） ※県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用
償還期限	5年以内（うち据置期間1年以内）
限度額	・運転資金 個人1,000万円 法人2,000万円 ・生活維持資金 個人300万円
融資機関	J A
申込期間	平成30年10月9日～平成30年12月28日

●手続き（次の書類をJAに提出してください。）

借入申込書	融資機関所定様式
借入調書	県所定様式 *借入額は過去5年間の収益（売上から経費を控除）の最大と最小の年を除く3年の平均から今年の年間収益見込を控除した額（限度額を上限）
被災証明書	県所定様式（原則として市町長の被災証明が必要です。） *被害額は被害面積に単位当たり収入額を乗じて算出

●詳細は東部農林事務所HPへ

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-720/index.html>

●お問い合わせ

最寄りの農林事務所企画経営課やJAにお問い合わせください。

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

E-mail tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

TEL 055-920-2157

■ビジネス情報■■■■■■■

1 「農の雇用事業」第4回募集

全国農業会議所にて、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要なノウハウを習得させるための実践的な研修に対して助成する「農の雇用事業」の第4回参加者を募集します。

●募集期間

平成30年10月1日～平成30年11月30日

●募集要領等

募集要領や申込様式、今後の募集スケジュール等は、「全国新規就農相談センター」ホームページ内の「農の雇用事業」をご参照ください。

ホームページ：<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

あずまニュース第10号はいかがだったでしょうか。

これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思えます。

意見、御要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停止の御連絡をお願いします。
その際『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前を下記までお知らせ下さい。

静岡県 東部農林事務所 企画経営課 企画事業班
〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3
E-mail tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
TEL 055-920-2157・2158
FAX 055-924-8594
